大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示する。

府中町長 佐藤信治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 ジュンテンドー安芸府中店
- (2) 所在地 広島県安芸郡府中町茂陰一丁目13番45号
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市下本郷町206番地5

(変更後) 株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市遠田町 2 1 7 9 番地 1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に あっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市下本郷町206番地5

(変更後) 株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市遠田町 2 1 7 9 番地 1

- 3 変更年月日 令和3年4月20日
- 4 届出年月日 令和3年9月10日
- 5 届出書の縦覧場所 広島県安芸郡府中町大通三丁目 5番 1 号 府中町町民生活部自治振興課
- 6 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
- (1) 縦覧期間

令和3年9月13日から令和4年1月12日まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に 規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

7 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に限り、府中町に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

- 8 意見書の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限 令和4年1月12日
- (2) 提出先

7 7 3 5 - 8 6 8 6

広島県安芸郡府中町大通三丁目 5 番 1 号 府中町町民生活部自治振興課